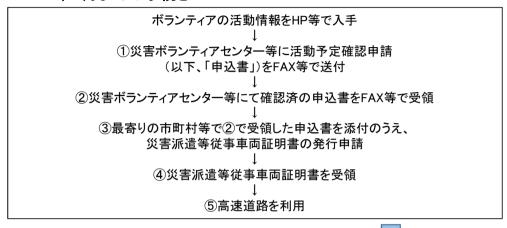
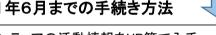
災害ボランティア車両の高速道路無料措置における手続きについて

2019年7月までの手続き



2019年7月から2021年6月までの手続き方法



ボランティアの活動情報をHP等で入手

↓

高速道路会社等のホームページで
ボランティア車両証明書様式(PDF形式)を入手し、必要事項を記入

↓

高速道路を利用

2021年7月からの新たな手続き方法

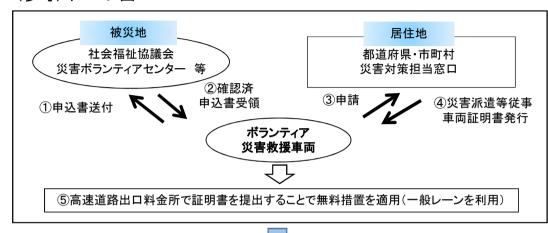


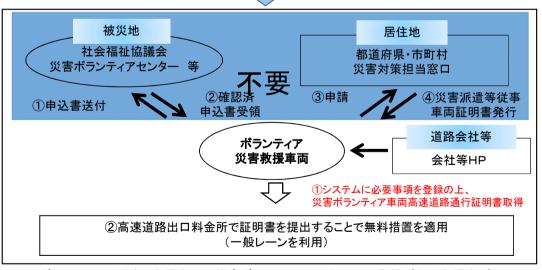
↑ ①高速道路会社等のホームページでシステムに必要事項を登録の上、 <u>災害ボランティア車両高速道路通行証明書</u>取得 」

ボランティアの活動情報をHP等で入手

②高速道路を利用

(参考)イメージ図





※ボランティア活動を行う場合には災害ボランティアセンターへの登録が必要な場合があります。詳しくは災害ボランティアセンターまたは社会福祉協議会のHPをご確認ください。

災害ボランティア車両高速道路通行証明書の利用方法

①各道路会社等HPにある

「災害ボランティア車両高速道路通行証明書発行システム」の入力フォームから必要事項を入力し、発行された証明書を利用者自ら印刷します。

 \downarrow

②高速道路を利用(往路)、被災地の指定ICにて

係員に通行券及び証明書を提出し、顔写真付きの公的な証明書を提示 (走行経路途中の本線料金所では、係員に通行券及び証明書を提出し、

顔写真付きの公的な証明書を提示し、証明書に料金所通過確認印の押印を受ける)



③ボランティア活動実施

 \downarrow

④ボランティア活動終了時、ボランティアセンターや 社会福祉協議会でボランティア活動確認印の押印及び 活動確認日の記入を受ける

 \downarrow

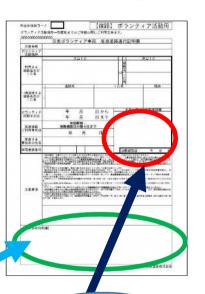
⑤高速道路を利用(復路)、到着地(最終出口)のICにて 係員に通行券及び証明書を提出し、顔写真付きの公的な証明書を提示 (走行経路途中の本線料金所では、係員に通行券及び証明書を提出し、 顔写真付きの公的な証明書を提示し、証明書に料金所通過確認印の押印を受ける) 災害ボランティア車両高速 道路通行証明書(往路用)





料金所通過確認印

災害ボランティア車両高速 道路通行証明書(復路用)

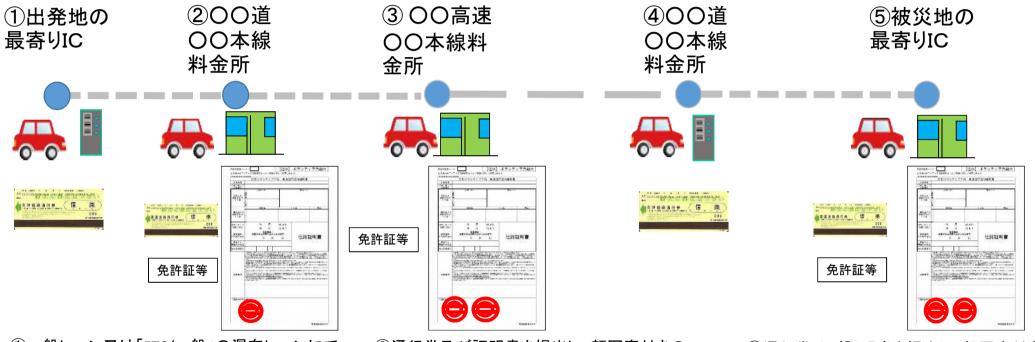


活動確認
OOボランティアセンター
又は
OO社会福祉協議会
OO年OO月OO日

ボランティア活動確認印

証明書の利用方法(具体例) ※今回のシステム化により利用方法の変更はございません

(例)出発地の最寄りICから流入 → 他の高速道路会社を経由 → 被災地の最寄りICまで通行する場合



- ①一般レーン又は「ETC/一般」の混在レーンにて 通行券をお受け取りください。
- ②通行券及び証明書を提出し、顔写真付きの公的な証明書を提示ください。

本人確認を行い証明書に料金所通過確認印を押印のうえ、証明書をお返しいたします。

③通行券及び証明書を提出し、顔写真付きの 公的な証明書を提示ください。

本人確認を行い証明書に料金所通過確認印を押印のうえ、証明書をお返しいたします。

④一般レーン又は「ETC/一般」の混在レーンに て通行券をお受け取りください。 ⑤通行券及び証明書を提出し、顔写真付きの 公的な証明書を提示ください。

本人確認を行い証明書は係員が回収いたします。